

福岡県農山漁村振興交付金交付要綱

制 定	平成 19 年	10 月	1 日	19 農整第 1 1 3 5 号
一部改正	平成 21 年	4 月	1 日	21 農振第 1 9 8 号
一部改正	平成 22 年	4 月	1 日	22 農振第 6 7 3 号
一部改正	平成 23 年	4 月	1 日	22 農振第 3 4 5 3 号
一部改正	平成 24 年	4 月	9 日	23 農振第 3 8 3 7 号
一部改正	平成 25 年	3 月	29 日	24 農振第 6 2 7 7 号
一部改正	平成 25 年	5 月	10 日	25 農振第 6 9 4 号
一部改正	平成 25 年	8 月	30 日	25 農振第 1 6 7 7 号
一部改正	平成 26 年	5 月	15 日	26 農振第 2 5 4 号
一部改正	平成 27 年	4 月	1 日	26 農振第 6 6 5 2 号
一部改正	平成 27 年	8 月	31 日	27 農振第 1 2 3 8 号
一部改正	令和 4 年	5 月	6 日	4 農振第 4 7 2 号
一部改正	令和 5 年	5 月	8 日	5 農振第 6 4 号
一部改正	令和 6 年	5 月	20 日	6 農振第 3 1 7 号
一部改正	令和 7 年	5 月	28 日	7 農振第 2 9 8 号

(趣旨)

第 1 知事は、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(平成 19 年法律第 48 号)、「地域資源を活用した農林漁業者等新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成 22 年法律第 67 号)、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成 20 年法律第 38 号)に基づき、農山漁村地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、地域における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、農山漁村振興交付金交付等要綱(制定令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3 6 9 5 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)に定める、中山間地農業推進対策、地域資源活用価値創出対策、最適土地利用総合対策、情報通信環境整備対策に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則(昭和 33 年福岡県規則第 5 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第 2 第 1 に規定する交付対象経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第 3 別表の区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(交付金の遵守事項)

第4 市町村の長は、交付等要綱、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（制定令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（制定令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）、農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（制定令和5年4月1日付け4農振第3520号農林水産省農村振興局長通知）、農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領（制定令和3年4月1日付け2農振第3729号農林水産省農村振興局長通知）に従わなければならない。

(交付金の交付申請等)

第5 規則第3条に規定する交付申請は、福岡県農山漁村振興交付金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付金交付申請書」という。）によるものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 市町村の長は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付額算定交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 交付対象事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、規則第4条の規定による知事から交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、市町村の長はその理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第2号）により、あらかじめ知事に提出するものとする。

この場合において市町村の長は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(申請の取下げ)

第6 市町村の長は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7 市町村の長は、第5の交付金交付申請書の記載事項について、次の各号のいずれかに該当する変更等をしようとするときは、あらかじめ福岡県農山漁村振興交付金変更等承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、別表に掲

げる軽微な変更を除き、増額を伴う変更を含む。

(2) 交付事業内容を変更しようとするとき。ただし、別表に掲げる軽微な変更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事に提出し、その承認を受けることができる。

(状況報告等)

第8 市町村の長は、交付決定のあった年度から交付事業が終了する年度まで、第2四半及び第3四半期（別表の区分の欄の2の(1)、2の(2)、3の(2)及び4の事業にあつては第3四半期）の末日において、福岡県農山漁村振興交付金事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

ただし、知事が別に定める概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

2 前項の規定のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があるときは、市町村の長に対して交付事業の遂行状況の報告を求めることができる。

3 市町村の長は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、福岡県農山漁村振興交付金事業遅延の届出書（別記様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

第9 市町村の長は、交付金の概算払を受けようとする場合は、福岡県農山漁村振興交付金概算払請求書（別記様式第6号。以下「概算払請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合には、その内容を審査し適当であると認めたときは交付金の概算払をするものとする。

(実績報告)

第10 市町村の長は、事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は事業の完了の日の属する国の会計年度の3月31日のいずれか早い日（市町村の長に対し交付金の全額が概算払いにより交付された場合は事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月30日）までに福岡県農山漁村振興交付金実績報告書（別記様式第7号。以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 市町村の長は、交付事業の実施中に国の会計年度が終了したときは、福岡県農山漁村振興交付金年度終了実績報告書（別記様式第8号）を作成し、翌年度の4月30日までに知事に提出しなければならない。

3 第5第2項ただし書により交付の申請をした市町村の長は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第5第2項ただし書により交付の申請をした市町村の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した市町村の長については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る福岡県農山漁村振興交付金の消費税仕入控除税額報告書（別記様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（交付金の額の再確定）

- 第11 市町村の長は、規則第14条の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10第1項に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項による実績報告書の提出を受けた場合は、規則第14条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

（交付金調書）

- 第12 市町村の長は、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、福岡県農山漁村振興交付金調書（別記様式第10号）を作成し知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第13 規則第20条第2号の規定に基づく知事が定める財産は、それぞれ1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

（書類の提出）

- 第14 この要綱に基づき知事に提出する書類は、正副2通（所管農林事務所長を経由）とする。

（関係書類の整備）

- 第15 規則第10条に規定する関係書類は、交付金事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、市町村の長は、事業により取得し、または効用の増加した財産で処分制限期間中、規則第10条に規定する帳簿に加え、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(災害等の報告)

第 16 市町村の長は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を別記様式第 12 号により速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

(1) 報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。また、市町村の長は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

(2) 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた市町村の長は、速やかに県へ連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から 20 日以内に、知事に（1）の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

(3) 事業実施主体（地方公共団体を除く。）は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに別記様式第 12 号により、市町村の長に報告するものとする。

市町村の長は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、知事に報告するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 17 この要綱において、書面等により行うこととしているものについては、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。ただし、第 5 の規定による交付申請、第 7 の規定による変更承認申請については、使用できる電子情報処理組織はふくおか電子申請サービスのみとする。

2 前項の規定により行われた申請等については、この要綱に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する要綱の規定を適用する。

(その他)

第 18 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成 19 年 10 月 1 日から施行し、平成 19 年度の交付金から適用する。

2 福岡県元気な地域づくり交付金交付要綱（平成 18 年 4 月 3 日付け 18 農整 134 号）

は廃止する。ただし、この要綱の施行前に、元気な地域づくり交付金実施要綱等の規定に

に基づき実施され、この要綱の施行後も実施することを予定している事業については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成 24 年 4 月 9 日から施行し、平成 24 年度の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成 25 年 3 月 29 日から施行し、平成 25 年度の交付金から適用する。

- 2 この要綱の施行前に改正前の福岡県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱に基づき実施した又は実施している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は平成 25 年 5 月 10 日から施行し、平成 25 年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成 25 年 8 月 30 日から施行し、平成 25 年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成 26 年 5 月 15 日から施行し、平成 26 年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱の規定は平成 27 年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成 27 年 8 月 31 日から施行し、平成 27 年度の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和 4 年 5 月 6 日から施行し、令和 4 年度の交付金から適用する。
- 2 名称を福岡県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱から福岡県農山漁村振興交付金交付要綱に改める。
- 3 この要綱の施行に伴い、福岡県荒廃農地等利活用促進交付金交付要綱（制定平成 29

年4月1日付け29農振第331号)は廃止する。

- 4 この要綱の施行前に、3に掲げる要綱の規定に基づき実施された事業については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は令和5年5月8日から施行し、改正後の福岡県農山漁村振興交付金交付要綱の規定は令和5年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は令和6年5月20日から施行し、令和6年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は令和7年5月28日から施行し、令和7年度の交付金から適用する。

別表

区分	対象経費等	交付率	軽微な変更
1 中山間地農業推進対策			
(1) 中山間地農業ルネッサンス推進事業	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領別表 1 の事項 1 に係る経費	交付等要綱別表 1 の（2）のアによる	交付等要綱別表 1 の区分（2）に掲げる軽微な変更による
(2) 農村型地域運営組織形成推進事業	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領別表 1 の事項 2 に係る経費	交付等要綱別表 1 の（2）のイによる	交付等要綱別表 1 の区分（2）に掲げる軽微な変更による
2 地域資源活用価値創出対策			
(1) 地域資源活用価値創出推進事業 a 地域資源活用・地域連携推進支援事業	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領別記 2－1 の別表 1 に係る経費	交付等要綱別表 1 の（1）のアの（イ）の a による	交付等要綱別表 1 の区分（1）のアの（イ）の a に掲げる軽微な変更による
(2) 地域資源活用価値創出整備事業 ア 産業支援型	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領別記 2－3 の別表に係る経費	交付等要綱別表 1 の（1）のイの（ア）による	交付等要綱別表 1 の区分（1）のイの（ア）に掲げる軽微な変更による
3 最適土地利用総合対策			
(1) 最適土地利用推進事業	農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）実施要領別表 1 の事業メニュー 1 に係る経費	交付等要綱別表 1 の（4）のアの（ア）による	交付等要綱別表 1 の区分（4）に掲げる軽微な変更による
(2) 最適土地利用整備事業	農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）実施要領別表 1 の事業メニュー 2 に係る経費	交付等要綱別表 1 の（4）のアの（イ）による	交付等要綱別表 1 の区分（4）に掲げる軽微な変更による
4 情報通信環境整備対策			
(1) 計画策定事業	農山漁村振興交付金（情	交付等要綱別表 1 の	交付等要綱別表 1 の区分

ア 計画策定支援事業 イ 計画策定促進事業	報通信環境整備対策）実 施要領別表第 1 の区分 1 に係る経費	（５）のアによる	（５）に掲げる軽微な変更 による
（２）施設整備事業	農山漁村振興交付金（情 報通信環境整備対策）実 施要領別表第 1 の区分 2 に係る経費	交付等要綱別表 1 の （５）のイによる	交付等要綱別表 1 の区分 （５）に掲げる軽微な変更 による

令和〇年度 福岡県農山漁村振興交付金(〇〇対策)交付申請書

・市町村			
・代表者名			
	福岡県知事		

以上の補助金について福岡県農山漁村振興交付金(〇〇対策)交付要綱第5条に基づき以下のとおり交付を申請します。

事業の目的							
事業の内容	別紙事業計画のとおり						
経費の配分	区分	国庫交付金(円)	都道府県費(円)	市町村費(円)	その他(円)	消費税区分	備考
	1.△△対策	0	0	0	0		
	(1) ××事業						
	ア ××事業				0		
		0	0	0	0		
	計	国庫交付金額(円)					
		0	0	0	0		
事業完了予定年月日							

書類名	提出方法	URL
(1)予算書又は予算確約書		
(2)間接交付事業者に交付金を交付する場合は、市町村の交付に関する規定又は要綱		
(3)別紙1(地区別事業内容及び配分表)		

※5. 添付書類(3)については、情報通信環境整備対策に係る申請時にのみ添付する。

別記様式第2号(第5関係)

○第○○号

○○年○月○日

交付決定前着手届

・申請先	福岡県知事
・市町村	
・代表者名	

福岡県農山漁村振興交付金(○○対策)について、

1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に損失を生じた場合であっても、当該損失は市町村長が負担する

2 交付決定を受けた交付金の金額が、交付申請額又は交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって異議を申し立てない

3 着手した後は、交付決定を受けるまでは事業実施計画の変更を行わない
ことを条件に、交付決定を受ける前に事業に着手したいので、届け出ます。

・事業の区分	
・事業メニュー及び事業量	
・事業費(円)	
・事業実施主体	
・着手予定年月日	
・完了予定年月日	
・交付決定前に事業に着手する理由	

文書番号(記載任意)	
申請日	

令和〇年度 福岡県農山漁村振興交付金(〇〇対策)【変更／中止／廃止】等承認申請書

・申請先	福岡県知事
・市町村	
・代表者名	

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度福岡県農山漁村振興交付金(〇対策)について、以下のとおり【変更／中止／廃止】したいので申請します。

1. 申請内容

【変更／中止／廃止】の目的							
事業の内容	別紙事業計画のとおり						
経費の配分	区分	国庫交付金(円)	都道府県費(円)	市町村費(円)	その他(円)	消費税区分	備考
	1.△△対策	0	0	0	0		
	(1) × × 事業						
	ア × × 事業						
		0	0	0	0		
	計	国庫交付金(円)					
		0	0	0	0		
事業完了予定年月日							

2. 添付書類

書類名	提出方法	URL
事業計画		
交付規定の類		

別記様式第4号(第8関係)

○第○○号
令和○○年○月○日

令和○年度 福岡県農山漁村振興交付金(○○対策)遂行状況報告

・申請先	福岡県知事
・市町村	
・代表者名	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された令和○年度農山漁村振興交付金について、以下のとおり遂行状況を報告します。

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円		円		

別記様式第5号(第8関係)

○第○○号

令和○年度福岡県農山漁村振興交付金事業遅延の届出書

・申請先	福岡県知事
・市町村	
・代表者名	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された令和○年度福岡県農山漁村振興交付金について、以下のとおり遅延の理由を報告します。

区分	実施計画		○月末出来高		進捗率 (B／A)	備考
	事業に要する経費 (A)(円)	国庫交付金(円)	事業費(B)(円)	国庫交付金(円)		
	円	円	円	円		
事業完了予定日						
事業が予定の期間内に完了しない (遂行困難となった)理由						

○第○○号
令和○○年○月○日

・申請先	福岡県知事
・市町村	
・代表者名	

[illegible]

令和〇年度 福岡県農山漁村振興交付金(〇〇対策)実績報告書

・申請先	
・市町村	
・代表者名	

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度福岡県農山漁村振興交付金(〇〇対策)について、以下のとおり実績を報告します。
(また、併せて精算額として福岡県農山漁村振興交付金(〇〇対策)〇〇円の交付を請求します。)

1. 実績報告

事業の目的								
事業の内容及び実績								
経費の配分	区分		事業に要した経費 (円)	負担区分(円)				備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	合計		0	0	0	0	0	
事業完了年月日								
収入	区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減(円)		備考		
				増	減			
	国庫交付金							
	都道府県費							
	その他							
	合計	0	0	0	0			
支出	区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減(円)		備考		
				増	減			
		合計	0	0	0	0		

2. 添付書類

書類名	提出方法	URL

○第○○号
令和○○年○月○日

・申請先	福岡県知事
・市町村	
・代表者名	

区分	交付決定の内容			年度内実績			翌年度実施		
	交付事業に要する経費(A) (円)	国費(円)	県費(円)	(A)のうち年度内支出済額 (円)	概算払受入済額(円)		(A)のうち未支出額(円)	翌年度繰越額 (円)	
翌年度繰越分									
年度内完了分									
合計	0	0	0	0	0		0	0	
事業完了予定日									

別記様式第9号(第10関係)

〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

令和〇年度 福岡県農山漁村振興交付金(〇〇対策)の消費税仕入控除税額報告

・申請先	福岡県知事	
・市町村		
・代表者名		

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度福岡県農山漁村振興交付金(〇〇対策)について、以下のとおり報告します。

1. 報告	
交付金の額の確定額	円
交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	円
交付金返還相当額	円
消費税仕入控除税額が【明らかに ならない／ない】理由	

2. 添付書類		
書類名	提出方法	URL

令和〇年度福岡県農山漁村振興交付金調書

[illegible]

財産管理台帳

事業実施地区																	
事業実施年度		〇〇年度															
事業名																	
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分(円)					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業実施 主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の 内容	
									国庫補助	都道府県	市町村	その他					
	合計							0	0	0	0	0					

別記様式第12号(第16関係)

○第○○号
○○年○月○日

令和○年度福岡県農山漁村振興交付金(○○対策)で(工事施工中/取得又は効用の増加した施設等)の災害報告について

・申請先	
・市町村	
・代表者名	

○○年度において福岡県農山漁村振興交付金(○○対策)で(交付施工中/取得又は効用の増加)した施設等が災害(例:台風○○号)により被災したので、下記のとおり報告いたします。

・事業実施主体名	
・施設等の所在地	
・施設等の構造及び規格、規模等	
・事業費	
・交付金	
・その他の負担金	
・災害の原因	
・被災の程度	
・被害見積価格(復旧可能なものにあつては、復旧見込額)	
・その他(災害復旧計画及び資金計画)	

別紙2 附帯事務費（別記様式第7号関係）

区 分	事業に要した経費	交付額	都道府県費	市町村費	その他	備 考
1 市町村等附帯事務費 ○○市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○ ○○町 ○○○ ○○○ ○○土地改良区 ○○○	円	円	円	円	円	
合 計						

別紙3 工事雑費（別記様式第7号関係）

地 区 名	事業実施主体等	事 業 費	工 事 雑 費	備 考
〇〇地区	〇〇市 〇〇土地改良区	円	円	
〇〇地区	〇〇土地改良区			
合 計				